

徳島県告示第二百四十五号

徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年徳島県条例第四十号）第六条第二項後段の規定に基づき、徳島県幸町駐車場の利用料金の額の変更について次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年五月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 利用料金の額

区分		利用料金の額		
		単位	金額	上限額
徳島県 幸町駐 車場	普通自動 車	次の場合を除く場合		
		八月十二日から同 月十五日までの期 間を除く期間の休 日の午前十時から 午後七時までの間 に入庫した場合	駐車一時 間まで	二十分
		駐車一時 間を超え る時間	二十分	一〇〇円
		一時間	無料	七 円
				入庫の時から 十二時間まで 以後の十二時 間までごと 七〇〇円

備考

- この表において、「普通自動車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（第三条に規定する普通自動車、準中型自動車（長さが五・〇メートル以下、高さが二・四メートル以下及び幅が二・一メートル以下のものに限る。）及び小型特殊自動車をいう。
  - この表において、「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日をいう。
  - 利用時間にこの表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、これらの表に定める単位の利用時間として計算するものとする。
- 二 適用  
令和六年六月一日以後に出庫する徳島県幸町駐車場の利用に係る利用料金について適用する。